

# 議会運営委員会会議録

令和6年6月5日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:42

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 議案及び報告の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 6月 6日(木)午後5時
  - (2) 議案に対する質疑通告締切日 6月13日(木)午後5時
  - (3) 意見書案・請願提出締切日 6月13日(木)午後5時

---

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和6年第2回定例会の提出議案及び報告について、執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

予算関係の議案から、ご説明いたします。

「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、「議案第53号」と記載しております「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

一般会計では、後ほどご説明いたします令和6年5月20日専決後の歳入歳出予算の総額に3億3926万2千円を追加して、826億4452万円にしようとするものです。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。

続きまして、議案番号が飛びますが、「議案第65号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号))」及び「議案第66号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」の2件の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第65号 令和6年5月20日専決」と記載しております「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費を補正するものでございます。

一般会計では、歳入歳出予算の総額に13億7425万8千円を追加して、823億525万8千円にしようとするものです。

続きまして、「議案第66号 令和6年5月31日専決」と記載しております「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、小型自動車競走事業特別会計の令和5年度決算に伴う4億6917万5千円の繰上充用に係る経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に16億7483万5千円を追加して、243億4748万円にしようとするものです。以上で、説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例」につきましては、市職員による各種団体等現金（公金外）における横領事案の発生に伴い、市政の責任者である市長及び職員を統括する者として、その事務を担当する副市長の給料を減額するものでございます。

「議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、新たな公益信託制度の創設に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）」につきましては、筑穂地域工業団地造成用地として25万1522.27平方メートルを取得するもので、取得価格は1億9450万円でございます。

「議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）」につきましては、鯉田地区遊水池用地として1万8817.85平方メートルを取得するもので、取得価格は1億6841万2684円でございます。

3ページをお願いいたします。「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」につきましては、消防団の飯塚方面隊第1分団の消防ポンプ自動車を買い替え、配備するもので、取得価格は2497万円、契約の相手方は株式会社福岡トーハツ北九州営業所でございます。

「議案第63号 市道路線の廃止及び認定」につきましては、道路改良工事に伴い1路線を廃止及び認定するものでございます。

「議案第64号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属、寄附採納及び飯塚駅周辺整備事業に伴い、10路線を認定するものでございます。

議案第67号及び第68号の2件の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。

「議案第67号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、主な改正内容としましては、定額減税関係では、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものでございます。

固定資産税関係では、土地の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長すること等に

ついて規定するものでございます。

4 ページをお願いいたします。「議案第 6 8 号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金分の賦課限度額を 2 万円上げるもの、及び均等割・平等割の減額対象範囲を拡大するもので、対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗じる金額を、5 割軽減で 5 千円、2 割軽減で 1 万円引き上げるものでございます。

人事議案につきまして、ご説明いたします。「議案第 6 9 号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」につきましては、「固定資産評価員」1 名の選任について、議会の同意を求めるものでございます。以上で、議案の説明を終わります。

最後に、報告について、引き続き「議案概要」で、説明させていただきます。

5 ページをお願いいたします。報告第 4 号から第 1 2 号までの 9 件の報告でございますが、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、令和 5 年度の「小型自動車競走事業特別会計の継続費繰越計算書」、「一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の予算繰越」、飯塚市教育文化振興事業団等の「経営状況」、「児童虐待に関する状況」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。

「令和 6 年第 2 回市議会定例会 議案一覧表」を御覧ください。

議案第 5 3 号から 5 6 号までの 4 件は総務委員会に、5 7 号から 5 9 号までの 3 件は福祉文教委員会に、6 0 号及び 6 1 号は経済建設委員会に、6 2 号は総務委員会に、6 3 号及び 6 4 号は経済建設委員会に、6 5 号は総務委員会に、6 6 号は経済建設委員会に、6 7 号は総務委員会に、6 8 号は協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第 6 9 号は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項 9 件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これに合わせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和6年第2回 飯塚市議会定例会会期日程（案）」を御覧ください。

会期につきましては、6月12日から6月27日までの16日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。

なお、市長から本会議において「職員の不祥事について」発言したい旨の申し出があり、議長において了承されておりますので、本会議初日の「会期の決定」のあとに議題としていただいております。

また、6月21日及び24日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催いたします。会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策につきましては、引き続き実施していくこととしております。

最後に、さきに配付しておりました3か月行事予定表の中で、6月26日、水曜日につきましては、予備日としておりましたが、議員定数のあり方に関する調査特別委員会の開催日としております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。初日の3番、職員の不祥事につき市長から発言があるということなんですけれども、これに対する質疑はどういう取扱いになりますでしょうか。

○委員長

確認しますので、暫時休憩いたします。

休 憩 10：13

再 開 10：13

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

過去の先例によりますと、職員の不祥事につきましては、本会議の質疑については認めていないというような運営を行っております。

○川上委員

これは市長の発言に対する質疑ということになるんですね。職員の不祥事につき市長が発言するわけですから、それについて質問をしてもよいのではないかと思うわけですね。ここは先例が、どういう先例を言っているのかよく分からないので、その先例というのをちょっと説明してもらえますか。

○議会事務局次長

過去の先例、平成18年第4回定例会において、職員の不祥事について報告と陳謝が述べられました。あとは日付を言います。平成22年第2回定例会、同じく報告と陳謝。平成24年第2回定例会、これは明星寺地区採石場周辺市道問題に対する答弁の訂正について報告と陳謝が述べられております。平成28年第5回定例会、平成28年12月22日付新聞報道について、市長及び副市長より報告と陳謝が述べられております。平成29年第5回定例会において、職員の不祥事について報告と陳謝が述べられております。令和2年第1回定例会におきまして、職員の不祥事について報告と陳謝が述べられております。令和2年第3回定例会において、職員の逮捕について報告と陳謝が述べられております。令和2年第6回定例会において、職員の不祥事について報告と陳謝が述べられています。以上です。

○川上委員

そのうち各種団体の事務局を担っている市職員が、そのお金を横領したという件はどのくらいありますか。

○議会事務局次長

今ご説明申し上げました中の平成22年第2回定例会、平成22年5月10日に開催されております。この職員の不祥事について1件のみとなっております。

○川上委員

そのときは、質疑をしないということになったわけですか。質疑がなかったということなんですか。

○議会事務局次長

平成22年第2回の定例会においては、本会議での質疑は認めていないということになっております。

○川上委員

それはどこで認めないということになったんですか。

○委員長

確認しますので、暫時休憩いたします。

休 憩 10:17

再 開 10:38

委員会を再開いたします。

本会議の初日に、今回の職員の不祥事についての謝罪と報告があります。そのあとに、議員のほうから市長に対して質疑はできないかということ、川上委員のほうから投げかけられました。それについて調整した結果を、事務局のほうから説明させます。

○議会事務局長

先ほど次長のほうから説明がありましたとおり、今回のケースにつきましては、これまで質疑をしないという運用でやってまいりましたが、今回、川上委員のほうから申し出がありましたように、質疑につきましては、本会議でございますので、議長のほうで判断をしていただくというふうに考えております。まだ本会議まで時間がありますので、その間、議長のほうでどのようにするか検討をしていただいて、実際に本会議のところで、そういった質疑があった場合に、どういった取扱いをするかというのは、議長判断ということにさせていただきます。以上です。

○委員長

説明が終わりましたけど、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問通告締め切りにつきましては、明日、6月6日、木曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、6月13日、木曜日、午

後5時まで提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は6月19日、水曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。